

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の決算案と今後の対応について

母子家庭や父子家庭、寡婦の方に対する各種貸付事業を行う「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計」（以下「母子特会」という。）について、令和 7 年度の歳出が歳入を上回っております。

つきましては、その概要及び今後の対応について御報告いたします。

1 概要

- (1) 母子家庭や父子家庭、寡婦の方の経済的自立や生活の安定、子どもの福祉の増進を図るため、修学・技能習得・生活等の各種資金の貸付を行うために設置している母子特会について、令和 7 年度の歳出が歳入を上回っている。

【令和 7 年度決算（案）】

歳入 485,051,686 円

歳出 578,876,624 円

差引 △ 93,824,938 円（歳入不足）

- (2) 地方自治法において、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」と規定されており（会計年度及びその独立の原則）、歳入不足が見込まれる場合は、本来、5 月市会において「繰上充用※」の議案を提案すべきであった。

※ 会計年度経過後に歳入が歳出に不足する場合に、翌年度の歳入を前年度に繰り上げて不足分に充てる地方自治法上の措置

2 原因

- (1) 母子特会について、長年にわたり、不十分な予算編成のまま、執行・決算の各時点において、収支見込みを試算・管理する執行体制が確立されておらず、組織的なチェック機能が十分に働いていなかった。

このため、当局において出納閉鎖後の決算作業を行うまで、歳入不足の事態を見落とし、結果として、出納整理期間中に行うべきであった「繰上充用」について、5 月市会において議案を提案できなかった。

- (2) 母子特会においては、当該年度中に貸付金財源の不足が見込まれる場合には、国と協議の上、借入れを行うことができるため、本来であれば、借入れ手続きをとるべきところ、平成 23 年度を最後に国からの借入れを行うことなく、令和 6 年度決算まで歳入が歳出を上回っていたことから、過去の決算剰余金等の推移を踏まえた丁寧な収支見込を行う意識が組織全体で著しく希薄化していた。

結果として、令和２年度以降、大学無償化等に伴う貸付金減少とそれに連動した国返還金の急増※という構造変化を捉えきれず、令和７年度中に国との借入れ協議を実施できていなかった。

※ 貸付金は国からの借入金等を原資としており、決算上の剰余金の額が当該年度の前々年度からの３年間（令和７年度では令和３～５年度）の平均額の１．７倍を超えるときは、その超えた額の一部を２年後に国に返還することが必要

３ 今後の対応

(1) 緊急的な対応

歳入不足となっている令和７年度決算の適正化を図るため、７月特別市会において、「繰上充用」を行うとともに、令和７年度繰越金の歳入不足等に伴い歳入歳出予算の見込みを見直した補正予算を提案したい。

(2) 再発防止策等

ア 今回の事案の最大の原因は、予算編成から執行、決算に至る特別会計の財務管理の根幹たる収支状況の確認業務が形骸化し、極めて不適切な財務管理体制であったことにあると考えている。まずは、一刻も早くこれまでの認識や体制を改めるため、次の再発防止に取り組む。

(7) 予算編成時

平成２４年度以降、毎年、繰越金が発生していることから、前例踏襲的に歳出額に見合う歳入額を計上する一方、貸付金については、令和２年度以降、大幅な減少傾向にあるにもかかわらず、予算不足とならないよう、従前どおり貸付金の歳出予算を見込んでいたことにより、予算額が過大となっていた。

このため、収支不均衡が生じやすい状況にあったことから、今後は実際に見込まれる歳出歳入額を積上げるなど、実態に即した適切な予算編成を行うとともに母子特会の収支均衡が難しい場合には、国からの借入金及び一般会計繰入金の計上を行う。

(4) 執行時

収支状況を組織的に把握するため、定期的に職場ミーティング等を行うとともに、年度内に計４回（４月、９月、１２月、１月末）の「決算見込み作業」を実施し、歳入と歳出を一体的に管理し、特会収支の状況や進行管理を徹底する。

さらに、局総体として、総務部門から所管課に対し、各時点における母子特会の詳細な収支状況の報告を行わせ、局内で状況を共有する二重のチェック体制を構築する。

そのうえで、歳入不足が見込まれる場合には、関係部局と協議のうえ、事業執行に影響のない範囲で執行抑制等の措置を執るほか、それでもなお、収支不足が生じる際には、速やかに国への借入れ協議を実施し、年度途中で国からの借入金の手続を行う。

㊦ 決算時

上記（ア）及び（イ）の取組をしてもなお、出納整理期間に歳入不足が生じることが判明した場合には、「繰上充用」の議案を5月市会で確実に提案する。

イ こうした取組を踏まえたマニュアルを早急に整備するとともに、上記の取組を仕組みとして導入する。加えて、毎年、年度当初の局基本研修やコンプライアンス推進月間等の機会を通じて、局職員に対して周知徹底する。

ウ また、発生に至る経緯等の事実関係を踏まえ、関係者に対し、厳正に対処する。

（参考）

別紙：繰上充用及び8年度予算のイメージ

（参照）

○ 地方自治法

（会計年度及びその独立の原則）

第208条 普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。

○ 地方自治法施行令

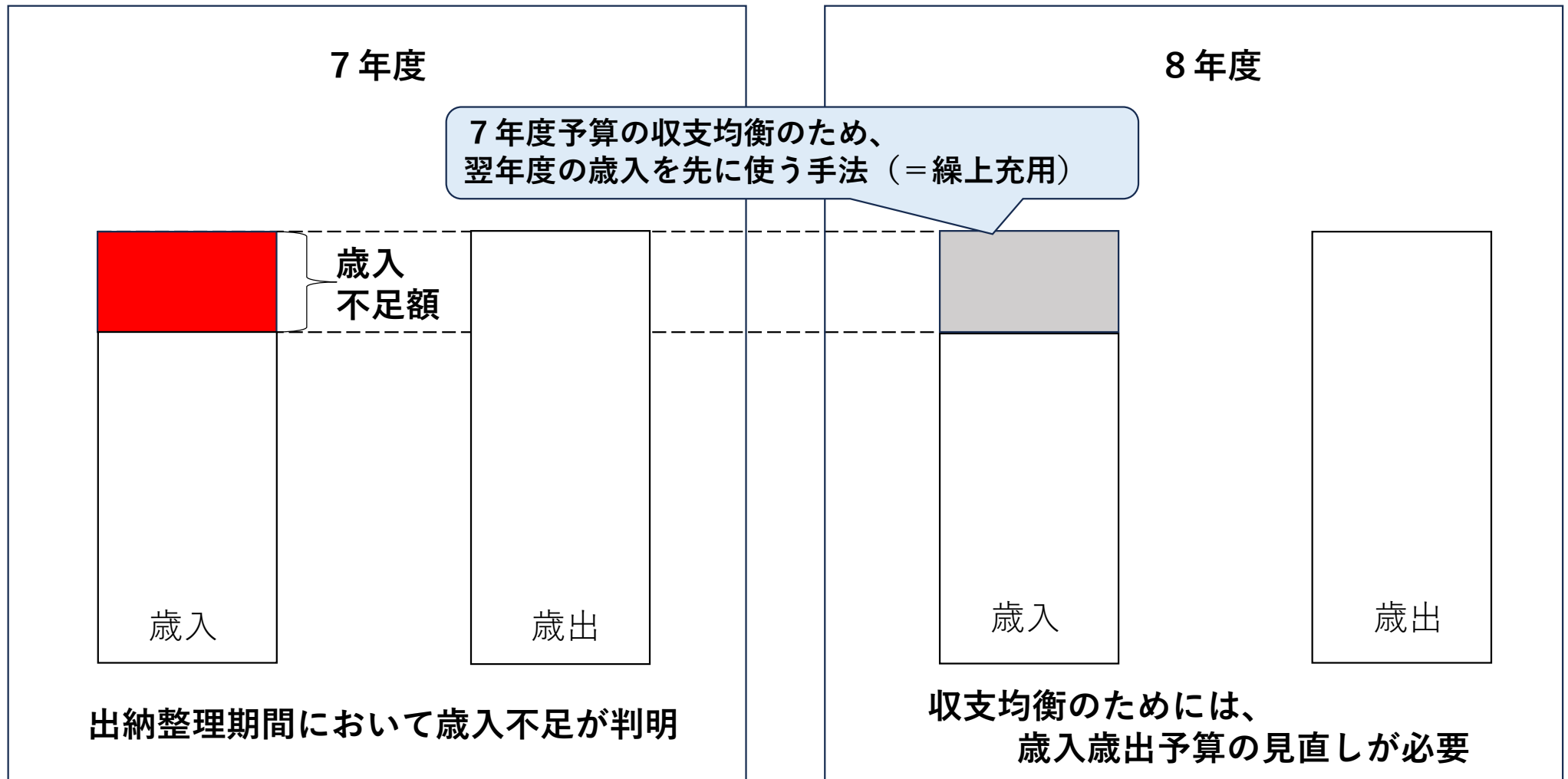
（翌年度歳入の繰上充用）

第166条の2 会計年度経過後にいたつて歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

繰上充用及び8年度予算のイメージ

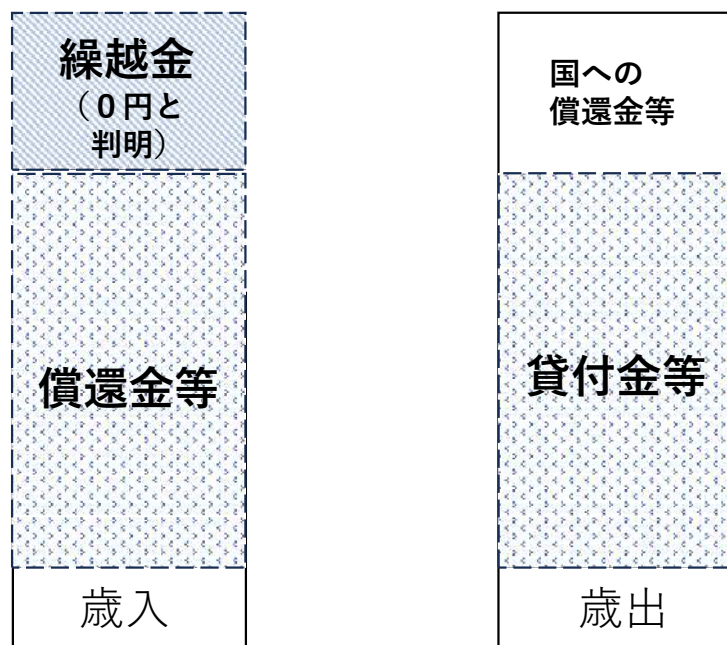
別紙

【繰上充用のイメージ】



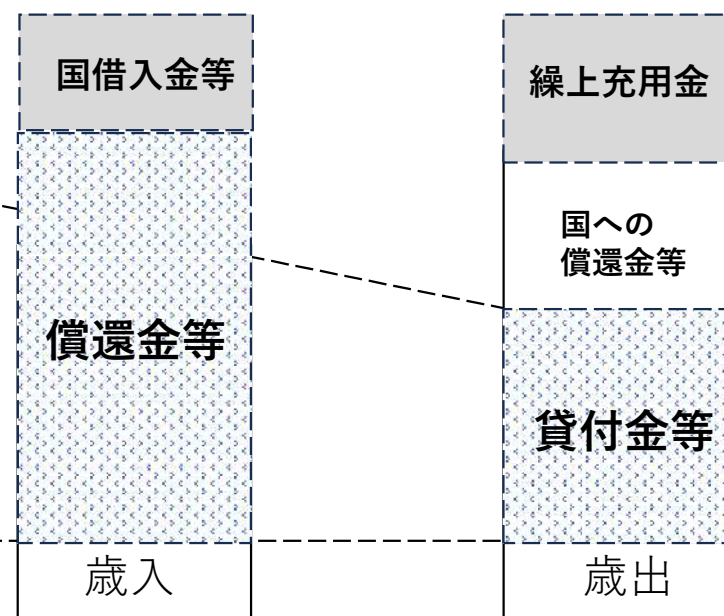
【8年度予算のイメージ】

8年度（現状）



繰越金収入見込みが無い、
また貸付金予算を過大に見込んでいたため、
歳入歳出予算の見直しが必要

8年度（補正後）



繰上充用を行うとともに、繰越金を減額
繰越金の減額に伴う歳入不足は、
貸付金を見直し財源を確保